

推進会議の取組課題＜平成21年11月24日決定＞
の平成25・26・27年度における進捗状況

課題1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮……………	1ページ
課題2	障害者用駐車スペースの適正な利用……………	2ページ
課題3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れ……………	4ページ
課題4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮……………	6ページ
課題5	障害の状況に応じた職場での対応……………	7ページ
課題6	障害のある人が使えるトイレの設置推進……………	9ページ
課題7	障害のある人への不動産の賃貸……………	10ページ
課題8	店舗での買い物と移動の介助……………	11ページ
課題9	音響式信号機の音声誘導ルール……………	12ページ
課題10	保育所等における障害児への配慮……………	13ページ
課題11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮……………	14ページ
課題12	サービス提供に当たっての安全確保……………	15ページ
課題13	建物等のバリアフリー化の推進……………	16ページ

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議運営要綱第6条に基づき、調整委員会が知事に建議した課題を協議する。

調整委員会が建議した課題

(平成21年11月24日決定)

番号	課題名
1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮
2	障害者用駐車スペースの適正な利用
3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れ
4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮
5	障害の状況に応じた職場での配慮
6	障害のある人が使えるトイレの設置推進
7	障害のある人に対する不動産の賃貸
8	店舗での買い物と移動の介助
9	音響式信号機の音声誘導ルール
10	保育所等における障害児への配慮
11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮
12	サービス提供に当たっての安全確保
13	建物等のバリアフリー化の推進

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議運営要綱
(調整委員会との関係)

第6条 推進会議は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)に基づき設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」(以下「調整委員会」という。)が第4条各号の一に該当する事項で推進会議において協議することが適当であると知事に建議した課題等を協議するものとする。

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

【取組方針】

- 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」及び「障害のある人にきちんと情報を伝えるための早わかりガイド」を県職員に周知し配慮に努めるとともに、市町村や民間にも配慮を呼びかけていく。
- 法制度等の問題については、今後とも国に改善を働きかけていく。

【進捗状況】

- 1 ガイドラインについて、市町村や関係団体が参加する研修会や講習会等において配布するなど、周知に努めており、引き続き周知を行っていく。
- 2 ガイドラインの作成(平成21年12月)から6年経過したことから、この間の社会環境の変化を踏まえ、当事者の意見を聞きながら、ガイドラインの見直しについて取り組む。

参考:【これまでの対応状況】

- 1 県では、平成21年12月に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定した。
これは、障害のある人に対する情報保障を確保するために、県の各機関が行うべき配慮の指針を示すものである。
県の各機関へ通知するとともに、職員に対する説明会を2回開催した。このガイドラインを要約した「障害のある人にきちんと情報を伝えるための早わかりガイド」も作成・配布し、障害特性に応じたきめ細かな配慮が行われるよう努めている。
- 2 平成22年4月、市町村に対して、ガイドラインの策定について通知し、説明を行い障害のある人がきちんと情報を受け取るために必要な配慮の実践に努めていただくよう依頼した。(平成23年11月 障害者基本法一部改正時にガイドラインを全市町村あてに送付した。)
- 3 国に対し、聴覚や視覚に障害のある人に対する情報保障の配慮がなされるよう、次の点について所要の措置を実施するよう要望している。
 - (1) 緊急災害時のテレビ放送において、字幕や手話通訳の付加、テロップの読み上げなどの配慮を実現できるよう、NHK及び民放各社に対し働きかけること。
 - (2) 政見放送において、参議院(選挙区)議員選挙において実施されていない手話通訳、また、衆議院(比例代表)議員選挙及び参議院(選挙区)議員選挙において実施されていない字幕を付けること。
- 4 音声コードについて、平成18年度から国の障害者自立支援対策臨時特例基金事業の活用により、情報支援機器等の整備や音声コード普及のための研修等を実施し、障害のある人に対する情報の利用におけるバリアフリー等の促進を行ってきた。また、平成24年12月に各市町村及び県の各機関に、平成25年1月に県内医療機関に対して、最新の情報支援機器等の活用を行うなど、視覚障害者への情報提供の充実について、文書により依頼した。

課題2 障害者用駐車スペースの適正な利用

【取組方針】

- 引き続き、高等学校や大規模店舗等において、障害者用駐車スペースの利用マナーの啓発活動を実施していく。東葛飾地域での啓発活動については、他の自治体に連携を呼びかけて行う予定である。
- 障害者用駐車スペースの適正な利用のあり方について、効果的な啓発方法なども含め調査し、検討を行っていきたい。
- 民間事業者においても、障害者用駐車スペースの適正利用を呼びかける店内放送や、障害者用駐車スペースであることを分かりやすく表示するための工夫等を実施していただくよう協力を求める。

【進捗状況】

- 1 障害者用駐車スペースの利用マナーを向上させるため、引き続き、高等学校、自動車教習所及び大型商業施設等に対して障害者用駐車スペースの利用マナーについて啓発活動を実施している。
 - (1) 平成25年度に A2 判ポスターを 1,000 部作成し、学校(高等学校、大学、短期大学)、自動車教習所、運転免許更新窓口(免許センター、各警察署)、市町村、大型商業施設、自動車販売店、公共施設等に配布した。
 - (2) 平成26年度に A2 判ポスターを 1,000 部、A4 判チラシを 8,000 部作成し、学校(高等学校、大学、短期大学)、自動車教習所、運転免許更新窓口(免許センター、各警察署)、市町村、大型商業施設、自動車販売店、公共施設等に配布した。
 - (3) また、県ホームページに障害者用駐車スペースの適正利用を呼びかけるページを作成している。<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/machizukuri/jourei/parking.html>
 - (4) 平成27年度に障害者駐車スペースを設置する施設へポスター及びチラシを送付し、掲示を依頼した。
 - (5) 平成27年度には、ラジオ CM(BAY-FM:県からのお知らせ)、新聞(千葉日報)、県民だより(12月号)、県広報番組(千葉県インフォメーション)において、障害者用駐車スペースの適正利用について啓発を行った。
- 2 また、内部障害のある人の駐車場等の優先利用といった支援の必要性を示す、ハート・プラスマークの普及を図るべく、県民だよりへの掲載、県のホームページへの掲載による県民への周知や、県の各機関、市町村への通知等による公共施設でのポスターの掲示等による普及の働きかけを行っている。
 - (1) 平成25年6月、ちば県民だより6月号に、特集「障害者のマークを知っていますか？」を掲載した。
 - (2) 平成26年7月、各市町村にハート・プラスマークなどの障害のある人に関するマークの周知・普及等について協力を依頼した。
 - (3) 平成27年2月、県庁内各課・各出先機関の長及び水道局、企業庁、病院局、教育庁主管課に、ハート・プラスマークの周知・普及(チラシの掲示、内部障害者用駐車スペースの確保)について、協力を依頼した。

公共交通機関についても、関係部局と連携し、県内鉄道事業者及び乗合バス事業者あてに、ハート・プラスマークを含む障害のある人に関するマークの普及・啓発について協力を依頼するなど、働きかけを行っている。

参考:【これまでの対応状況】

- 1 県では、平成22年1月から3月まで、高等学校、自動車教習所及び大型商業施設で車いすマークの駐車場の利用マナーの啓発活動を実施した。
 - (1) チラシを高校生用に5万枚、自動車教習生用に3万枚作成・配布するとともに、ポスター300枚を作成し高等学校、スーパー等で掲示していただいた。
 - (2) 大型商業施設については、イトーヨーカ堂16店、イオン(ジャスコ)21店、せんどう15店、東急ストア1店の合計53店で啓発ポスターの掲示を行っていただいた。
 - (3) 平成22年3月に東急ストア土気あすみが丘店で啓発宣伝活動を実施した。

- 2 平成22年7月、NPO法人ハート・プラスの会が作成した内部障害者のシンボルマークであるハート・プラスマークについて、疾病対策課、健康づくり支援課、健康福祉センター、障害者相談センター、県立病院、県民センター及び市町村へ周知・普及の協力依頼を行った。

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ

【取組方針】

医療機関、飲食店、理美容店、交通機関等の関係団体と補助犬ユーザーが話し合う場を設けて、補助犬の受け入れ方法を確認する。

また、その成果については事業所等に対して広く周知し、補助犬の受け入れの促進を図る。

【進捗状況】

<取り組み>

- 平成25年 6月5日 ちば県民だより6月号第2特集に補助犬の記事を掲載した。
補助犬の説明及び補助犬使用者のインタビューを紹介するとともに、
補助犬の受入れについて協力を求めた。
- 平成25年10月4日 補助犬啓発ポスター約500枚を千葉県本庁及び出先機関等並びに各
市町村に配布した。
- 平成25年11月7日 補助犬講習会を開催。盲導犬使用者及び介助犬補助犬使用者の講演
を行うとともに、盲導犬の体験歩行を実施した。
- 平成26年2月17日 「ほじょ犬もって知ってBOOK」、「医療機関向け ほじょ犬もって知って
BOOK」及び「ほじょ犬ステッカー」を県内各地区医師会長(千葉市、船
橋市、柏市医師会は除く)に配布した。

参考:【これまでの対応状況】

- 1 県障害福祉課のホームページにおいて、身体障害者補助犬について説明するページを掲載し、県民の皆様の理解と御協力をお願いしている。
- 2 平成20年4月から、身体障害者補助犬法に基づき、補助犬に係る相談窓口を県庁障害福祉課に設置した。(他に千葉市、船橋市、柏市に設置された。)
- 3 県から、市町村、県健康福祉センター(保健所)、県障害者相談センター、県立病院に対して、「ほじょ犬ステッカー」を送付し、活用を依頼した。
- 4 県では、平成21年10月に千葉県盲導犬ユーザーの会、財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、県職員を対象とした盲導犬に関する研修会を開催した。
- 5 千葉県がんセンターでは、身体障害者補助犬を使用される方への対応方針を定め、ホームページに公表した。
- 6 平成21年12月、市川市の盲導犬ユーザーと市川市医師会の間で、盲導犬の受入れについて意見交換を行った。
- 7 平成20年7月、千葉県生活衛生同業組合連絡協議会では、盲導犬の理解のための研修会を開催し、補助犬受入れステッカーを構成員に配布した。
- 8 平成22年7月、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入する施設の女将でつくる「千葉県菜の花女将会」では、盲導犬の理解のための研修を実施した。
- 9 平成24年11月、補助犬ユーザー3名との意見交換会を開催した。(千視協)
- 10 平成25年2月、優良事例・課題を取りまとめた事例集を県HPで公開し、市町村等へ配布した。

・身体障害者補助犬の稼働数(H28.3.1 現在 厚生労働省 HP より)

全国:盲導犬 984 頭 聴導犬 58 頭 介助犬 73 頭

千葉県:盲導犬 30 頭 聴導犬 2 頭 介助犬 0 頭

・千葉県の補助犬育成給付事業での給付実績

H20 介助犬1頭 盲導犬1頭

H21 盲導犬3頭

H22 盲導犬3頭

H23 盲導犬2頭

H24 盲導犬2頭

H25 盲導犬1頭

H26 盲導犬1頭

H27 介助犬1頭(現在訓練中)(盲導犬1頭について候補者決定のための面談調整中)

※ヤクルト寄附金により H27 に盲導犬4頭給付

課題4 預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮

【事例】

1. 視覚障害のある人が銀行の窓口で預金の引出しやローンの返済方法の変更をしようとした際、書面の自署を求められたが、できないため、手続きできなかった。
2. 視覚障害のある人が銀行のATMで預金の引出しや振込みを行おうとして、行員にATMの操作を手伝ってほしいと頼んだが、断られた。
3. 視覚障害のある人が口座を開設しようとしたが、家族の立会い又は成年後見制度の利用を求められた。

【問題の所在】

- 金融機関は、預金者保護のため、職員による書面の代筆やATM操作の介助を認めていないことが多いが、視覚障害のある人や肢体不自由の人の中には、障害があるために書面の自署ができない、ATMの操作が独力ではできない人もおり、障害特性に応じた配慮がないと自由に金融機関を利用できない。
 - 先天的に全盲の人は文字を習得していないなど、視覚障害者の多くは、決められた場所に自署するのは困難である。
 - 手が不自由な人の中には、自署するのが困難な人がいる。
 - 視覚障害のある人にとっては、タッチパネル式のATMは使いにくい。
 - 車いすの人はATMの下に脚が入るスペースがないと操作しにくい。
- 視覚障害者対応ATMは、金融機関の努力によりかなり整備が進んでいるが、金融機関によっては、まだ設置されていない店舗もある。
(視覚障害者対応ATMは、受話器(ハンドセット)が装備されていて、その受話器からの音声案内に従ってテンキーを操作することによって利用できるタイプのものが多い。)
- 視覚障害者対応ATMは、預金の預け入れ、引出し、残高確認、通帳記入はできるが、振込みについては、店舗数が膨大で案内に限界があるなどの理由でできない。

【課題への対応状況】

- 平成22年1月から3月に、視覚障害者団体の代表と県内に本店のある3銀行(千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行)の間で、視覚障害のある人が銀行サービスを利用しやすくするためにはどのような配慮が必要かについて話し合い、実地確認も行い検討して、次のような成果を得た。
 1. 行員が代筆できる書類の範囲や、代筆を行う際の手続き(身体障害者手帳による本人確認や複数の行員の立会いなど)を整理し、視覚障害のある人の利便性の向上を図った。
 2. 視覚障害のある人が窓口を利用して振込をする際の手数料を、ATM利用の場合と同額に引き下げた。
 3. ATMの操作方法を行員が丁寧に教えてくれることを確認した。
- 本年4月に施行される障害者差別解消法において、主務大臣は、事業者が適切に対応するため必要な対応指針を定めることとされており、金融庁において策定された対応指針に、合理的配慮の具体例として「ATMの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。」「障害のある顧客が使いやすいATMを整備する。」と記載された。

課題5 障害の状況に応じた職場での対応

【取組方針】

障害のある人と各企業が話し合う場を設けて、職場定着や雇用創出に繋がる有益なノウハウや情報の共有化を図るための事例集を作成する。

また、その成果については、各企業等に対して広く周知し、障害のある人への対応に努めていただくようお願いしていく。

【進捗状況】

- 1 千葉県総合支援協議会就労支援専門部会を開催し、以下の議論を行った。
 - ・平成25年度に4回開催し、就労継続支援A型事業所の増加及び機能強化のための研修等の実施について重点的に検討した。
 - ・平成26年度に6回開催し、第5次千葉県障害者計画について重点的に検討した。
 - ・平成27年度に2回開催し、就職実績の乏しい就労移行支援事業所における課題について重点的に検討した。平成28年度においては、就職実績の乏しい就労移行支援事業所の実績向上のための支援策について重点的に検討する予定である。
- 2 圏域ごとに1か所設置する障害者就労・生活支援センターにおいて、障害者の職場定着支援を実施。
- 3 各圏域に1名ずつ企業支援員を配置し、企業に対して、障害者の職務内容等のアドバイスや継続雇用のための支援を実施。

参考:【これまでの対応状況】

- 1 平成22年6月29日の閣議決定により、「労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争処理手続の整備等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得る」とされたことなどから、国の検討状況を見守っている状況である。
- 2 千葉県自立支援協議会就労支援専門部会を平成23年度中に6回開催した。主として、第四次千葉県障害者計画の見直し及び就労支援ネットワークの強化・充実について検討を行った。
- 3 平成24年10月1日の虐待防止法の施行に合わせ、職場定着にも資する「千葉県障害者虐待対応マニュアル」を作成した。

このマニュアルにおいて、使用者虐待の防止に関し、障害者も被雇用者の一人であるということと、使用者が、障害者の特性をどのように理解し合理的配慮を行うか、という両面からの考察や対応が求められることや、虐待防止に向けた取組等の記述を盛り込み、労働局や障害者就労支援機関、経済団体等も構成員となっている「千葉県障害者虐待防止連携協議会」の開催や、事業者団体主催の会議への講師として参加等を通じて、各企業等に対する周知や取組を依頼した。

4 千葉県自立支援協議会就労支援専門部会を平成24年度中に5回開催した。就労移行支援及び職場定着支援機能強化等を中心に検討を行った。

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進

【取組方針】

障害のある人が使いやすい公共トイレについての意見募集結果を公表するとともに、トイレメーカーや設置管理者など、関係機関へ送付することによって、障害のある人が使いやすいトイレの設置を推進していく。

【進捗状況】

- 1 現在、障害のある人が使えるトイレの設置について、
 - ア 平成22年度「障害のある人が使いやすいトイレに関する意見募集」
 - イ 平成23年度「千葉県高齢者の住まい研究会」
 - ウ 平成24年度「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」
(国交省)を基に、障害のある人が使えるトイレの設置推進に資する情報の収集・整理を行い、特に障害のある人用に焦点を当てた事例集を平成26年3月に作成して、同月に市町村及び4交通機関へ、平成27年3月に22交通機関に送付した。
- 2 県のホームページの「ちばバリアフリーマップ」にオストメイト対応トイレの情報を掲載している。
- 3 今後とも、公共施設等に障害のある人が利用しやすいトイレの設置が進むよう、市町村に対し、文書や会議等の場において設置を促すなど、引き続き、普及・推進に努めていく。

参考:【これまでの対応状況】

- 1 県では、平成22年6月から7月に、障害のある人が使いやすい公共トイレについての意見募集を行い、障害のある人が使いやすいトイレとするためにはどんな配慮が必要なのか、障害当事者や家族・支援者などの声を集めた。156人から応募があり、取りまとめの報告を行った。
また、当事者にとって利用しやすいトイレを普及するため、同報告書を関係機関へ周知した。
- 2 うちオストメイト対応トイレについては、国の事業を活用して、県及び一部の市町村は、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備した。
- 3 平成24年12月、公共施設に設置されているオストメイト対応トイレの一覧を作成し、周知を図るとともに、当事者団体等へ情報提供を行った。

課題7 障害のある人への不動産の賃貸

【事例】

1. アパートを借りるときに、精神障害があることを告げると断られるという体験を何度もしている。
2. 精神障害があることを隣人に話したら、不動産仲介業者から現在の住宅を出ていくよう遠まわしに言われた。
3. 車いすを使用しているが、受け入れてくれる不動産仲介業者がない。
4. 知的障害者グループホームの建設に当たって、地域住民が反対している。
5. 精神障害者のグループホームに対して、近隣の住民から、騒音、窓の開閉等の苦情が継続的に寄せられる。

【進捗状況】

- 1 平成25年7月に「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会※」を設置し、高齢者、障害者等、住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行っている。

※「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」とは

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に基づく法定協議会
- ・構成団体は、千葉県、市町村(11市)、不動産関係団体(4団体)、居住支援団体(1団体)

- 2 グループホームの建設に当たって、平成24年度以降、地域住民の同意を不要とした。障害者差別解消法の附帯決議においても同様の取組が求められており、今後、施行に合わせて周知を図ることとしたい。

参考：【これまでの対応状況】

- 1 平成22年5月に、障害当事者、不動産仲介業者、県関係課職員で構成する「障害のある人の不動産取引に係る問題の検討会」を設置し、障害のある人の不動産取引の現状、問題点、障害に対する誤解や偏見を解消するための方策、障害のある人が安心して住めるための支援等について意見交換・検討を行い、平成23年3月に作成し、市町村、関係団体へ配布した。
- 平成24年3月から「千葉県あんしん賃貸支援事業」を開始し、高齢者世帯、障害者世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅(千葉県あんしん賃貸住宅)、これらの世帯の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)を登録し、登録情報を提供することにより、円滑な入居をサポートしている。

課題8 店舗での買い物と移動の介助

【事例】

視覚障害のある人がショッピングセンターで、買い物のガイドや移動介助のサービスが受けられなくなった。

【問題の所在】

- 障害のある人がお店で買い物をする際、スタッフから、障害の状況に応じて、買い物のガイドや移動介助のサービスを受けられれば買い物がしやすくなるが、お店によっては、そのためにマンツーマンで対応する従業員を配置するのは人員配置上困難なため、限られたスタッフの中で、どんな工夫ができるかが問題となる。
- 視覚障害に限らず、聴覚障害、肢体不自由、知的障害など、障害の種別、程度に応じて、必要とされる配慮も異なるため、接客する従業員が、障害の特性を理解し、的確な対応をすることが求められるが、そのノウハウを有する従業員は少ない。

【課題への対応状況】

- 視覚障害など移動に困難のある障害者に対する外出支援についての公的なサービスとしては、同行援護や市町村地域生活支援事業の移動支援事業があるので、県に相談があった場合には、この事業を案内している。

課題9 音響式信号機の音声誘導ルール

【事例】

1. 視覚障害のある人が利用する音響式信号機について、通常は広い通りの方が「カッコー」の声で、狭い通りの方が「ピヨピヨ」の声のはずだが、間違っって運用されていたので、移動に支障がある。
2. 視覚障害のある人は、常に認識している地図を頼りに歩いており、道路の優劣・広さより、方向感覚を維持していくためにもその場の東西南北を基準とした音声誘導が必要である。

【取組方針】

- 今のところ、音声誘導ルールの全国統一の動きはないので、当面は現行の取扱いを継続する。
- 将来、東西南北を基準とした音声誘導で全国的な統一が図られる場合は、関係団体や関係機関等と協議しながら、統一に向け必要となる予算を警察本部で確保する。

【問題の所在】

- 音響式信号機は、視覚障害のある方にとって、安全に移動するために欠くことのできないものであるが、音声誘導の運用が地域によって異なることもあるため、視覚障害のある人が他の地域へ旅行したときに、方向を誤り、場合によっては身に危険が及ぶおそれがある。
- 本県では、音声誘導は、主道路を横切るときに「カッコー」、従道路を横切るときに「ピヨ」を基本としているが、音響式信号整備当初に音声誘導の基準がなかったこと、新設道路の供用や道路の拡幅整備、大型商業施設等の出店により交通量が変化したことなどにより、道路の主従関係が逆転している場所では基準とは相違した音声誘導となる。また、同一道路であっても交差する道路により道路の主従関係が逆転する場合は、一つの道路を同じ方向に歩いても途中で音声誘導が変わってしまう。
- 全国的には、音声誘導のルールは統一されていない。東西南北を基準とした音声誘導で統一している県も一部あるが、東西と南北方向のどちらを「カッコー」とするかは、県によって異なる。現段階で千葉県として東西南北を基準とした音声誘導に統一変更したとしても、その後に音声誘導が千葉県と異なる形で全国的に統一された場合には、さらに変更することになる。

【課題への対応状況】

- 視覚障害のある人は、音声誘導と周辺環境を関連記憶しており、音声誘導基準の変更は、利用者の一時的な混乱を招くことや、新たな環境に適応する負担が大きく事故につながる懸念されるため、全国統一の動向を見ながら慎重に検討している。
- 道路整備や交通量変化などの道路交通環境の変貌で音響式信号機が利用しづらい場所については、利用者の意見を聞きながら改善している。

課題 10 保育所等における障害児への配慮

【取組方針】

- 保育の実施主体は市町村であることから、引き続き、保育所における障害児の受入体制の整備に努めるよう市町村に促していくとともに、「保育士配置改善事業」の実施により障害児の受入れを支援する。
- 引き続き、保育所職員に対する障害児保育に関する研修を実施するとともに、保育所職員が子どもの障害に気づく能力やその後の支援機関へつなぐ技術を高めるため、臨床心理士や理学療法士等の専門職等で組織した指導チームが巡回し、職員に対し技術的な支援を実施していく。

【進捗状況】

- 1 平成24年度から26年度まで、保育所の障害児受入への支援として「すこやか保育支援事業(平成27年度より「保育士配置改善事業」に名称変更)」を引き続き実施した。
- 2 平成24年度から、26年度まで、保育士や幼稚園教諭、さらには、保育所等への訪問支援を行う障害児施設等の職員を対象に、発達障害による行動上の問題の早期発見や専門的な支援方法についての研修を行った。
また、障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するため、障害児等療育支援事業を実施しており、障害児が通う保育所や幼稚園等の保育士等に対し、理学療法士や作業療法士等療育の専門家を派遣し、障害児の療育指導を行っている。

なお、発達障害者支援法においては、発達障害のある人の心理機能の適正な発達等のために、発達障害を早期に発見し、支援することが重要であると定められており、こうした考えの下、市町村や県が行っている乳幼児健康診査や健康相談においても、疾病の有無や成長発達状態等を把握するとともに、発達障害の早期発見にも努めている。
- 3 保育関係者に県の総合教育センターが実施している各種研修の周知を図り、より多くの幼稚園教諭や保育士の発達障害への理解が進むよう、取り組んでいる。
- 4 平成24年の児童福祉法改正により「保育所等訪問支援」が創設され、指定を受けた事業所が保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行っている。

課題 11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

【取組方針】

県は、障害のある子に対し適切な教育上の配慮が行われるような取組みの継続・充実に努める。また、市町村に対して障害のある子への条件整備を促すとともに、特別支援教育支援員の配置・拡充の配慮等をお願いしていく。

【進捗状況】

- 1 発達障害や知的障害など発達につまずきのある子への支援は、早期からの支援が大切であることから、県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を生かして学校や保護者からの相談への対応や、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において特別支援教育コーディネーターを指名して、障害のある児童生徒等への校内支援体制の充実等に努めている。
更に、総合教育センターにおいては、保育所や幼稚園を含む学校の教職員を対象に、発達障害等に関する研修講座を多数開講し、専門性向上に努めている。
- 2 各学校では、全校的な支援体制を確立するとともに、要請に応じて派遣される特別支援アドバイザー（県内の教育事務所に20人を配置。）等の専門家の助言を得ながら（平成26年度派遣実績904件）、本人や保護者のニーズに応じた学習や生活への指導・支援の在り方を協議し、必要に応じて、通級指導教室での指導など、一人一人の障害に応じた適切な支援に努めている。
- 3 また、市町村教育委員会に対しては、特別支援教育支援員配置の拡充と活用を働きかけ、公立幼稚園及び小・中学校においては、2,015人（平成27年5月現在）の特別支援教育支援員が配置・活用されている。
更に、平成24年度からは県立高等学校にも特別支援教育支援員を配置し（平成27年度5名配置）、生活上の介助や学習上の困難など、配慮を必要とする生徒への支援の充実を図っている。

（参考）

○公立幼・小・中学校における特別支援教育支援員配置状況【5月1日現在】（千葉市を含む）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
配置人数(人)	1,390	1,481	1,618	1,927	2,010	2,015

○平成27年度公立幼・小・中・高等学校における特別支援教育支援員配置状況【5月1日現在】（千葉市を含む）

	公立幼稚園・認定こども園	小学校	中学校	高等学校	計
配置人数(A)	164	1,447	404	5	2,020
学校数(B)	132	810	380	130	1,452
A/B	1.24	1.79	1.06	0.04	1.39

課題12 サービス提供に当たっての安全確保

【事例】

1. 聴覚障害のある人が団体旅行を申し込んだところ、旅行会社から安全確保ができないことを理由に断られた。
2. (テーマパークの事業者から)アトラクションの危険注意の表示をしたいが、障害のある人に対して、どのような内容をどのように知らせたらいいのか教えてほしい。
3. 電動車いすを利用して路線バスに乗車しようとしたところ、運転手に「危ないから、一人で乗車しないでほしい」と言われた。

【問題の所在】

- 安全確保については、障害のある人やその家族が「これくらいは大丈夫」と思うのと、サービス提供者が「事故が起きたら大変だ」と考えることには大きな格差がある。
- サービス提供者は、利用者の安全を確保するため、サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者については、どのような危険があるかを情報提供する必要があるが、必ずしも十分な情報提供がされていない事業者もある。
- 外見上障害の有無が分かりにくい人に対しては、サービス提供者が当事者に注意喚起することが困難である。
- 安全確保の問題は、合理的な根拠に基づいた個々のルールづくりが必要になる。

(参考)

条例の考え方

- サービス提供拒否の理由が、生命、身体に具体的に危険が切迫しているなど、「合理的な理由」があれば、不利益取扱いとはならない。(障害を理由とした差別とはならない。)
- ただし、事業者側には、「合理的な理由」があることについて、説明責任がある。

【対応状況】

- 県では、個別相談の際、サービス提供事業者に可能な範囲での対応を求めている。
遊園地でジェットコースターや高いところを渡る乗り物に、介助者がいても乗せてもらえなかったとの相談があり、広域専門指導員が条例に基づく調整活動を行い、指導員の対応に納得され、本件は終結となった。
当事例は、平成25年広域専門指導員等活動報告書に掲載した。

【今後の取組方針】

- 提供するサービスは様々であり、障害のある人の障害種別や程度には個人差があることから、個々のサービス提供事業者において、サービスを受ける人の安全を確保するという観点に立って、合理的な根拠に基づいたルールづくりを推進していただくようお願いしていく。
- サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者には、どのような危険があるかをわかりやすく伝えるようお願いしていく。

課題 13 建物等のバリアフリー化の推進

【取組方針】

- 県有施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化を推進する。
- 障害のある人、高齢者、妊婦等すべての県民にやさしく安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例の見直しを進めるとともに、引き続き建築物のバリアフリー化の普及啓発に努める。

【進捗状況】

- 1 県では、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、公共の用に供する施設等について、福祉のまちづくり条例の施行規則で整備基準を定め、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を促進している。
- 2 平成26年12月に法令等の規定との整合性をとり、社会状況の変化に対応した整備基準とするため、福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正した（施行は、平成27年4月1日）。
- 3 また、福祉のまちづくり条例施行規則で定めた整備基準を解説するとともに、公益的施設等*の整備にあたって配慮する事項を図解等によって、事業者や設計者をはじめ、県民にわかりやすく示すことを目的に作成した「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を改定し、平成27年1月に県ホームページに公表した。

※ 公益的施設等とは、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校、その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。

参考：【これまでの対応状況】

- 1 県では、誰もが安心して生活し、自由に行動できる社会の構築を目指し、福祉のまちづくり条例を制定し、視覚障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を推進している。
点字ブロックについては、県では、国の指針等を参考にした点字ブロックの適切な設置例を福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの中に示し、事業者等に対して周知を図ってきた。
また、視覚障害者の方からいただいた意見・要望を施設管理者に伝えるなど、障害者の声が反映されるよう取り組んでいく。
- 2 また、県道については、国が策定した「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」に基づき、歩行者が多く、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められた箇所を中心に、点字ブロックの設置を行っている。
また、日常パトロールに加え、年に一度歩いて行う詳細点検パトロールを実施しており、今後とも、パトロールや施設点検などを通じて必要な改善を図り、適正な設置に努めていく。
なお、市道等他の道路管理者にもその旨、申し伝えていきたい。